

平成29年度
第2回
定期監査報告書

(建設部)
管理課
土木課
建築営繕課
計画保全課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

建設部 管理課、土木課、建築営繕課、計画保全課

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年9月30日までに執行された財務に関する事務

3 監査の期間

平成29年12月8日から平成30年2月26日まで

説明の聴取 平成30年2月7日

4 監査の方法

監査に当たっては、前記1、監査の対象に掲げる課の所管する財務に関する事務が、法令等にもとづいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査および関係職員からの説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、各課の所管する財務に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

1 事務分掌

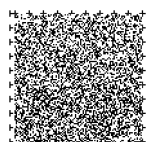
青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（平成29年9月30日現在）

(1) 歳入

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
管理課	一般	92,192,000	48,947,683	48,911,061	99.9
土木課	一般	258,631,000	0	0	—



課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
建築営繕課	一般	0	0	0	—
計画保全課	一般	0	0	0	—

(2) 歳出 (単位：円、%)

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
管理課	一般	349,951,000	152,224,734	43.50
土木課	一般	889,872,920	204,688,309	23.00
建築営繕課	一般	1,170,530,055	320,625,520	27.39
計画保全課	一般	72,058,000	8,567,557	11.89

3 要望等

各課に対する要望等については、以下のとおりである。

(1) 管理課

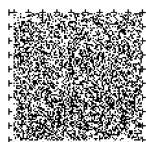
管理課の主な業務は、道路、橋りょう、トンネル等、河川および駅こ線橋ならびにこれらの付属工作物の管理に関する事、地籍調査に関する事、街路灯に関する事等である。

管理課では、市民から日々寄せられる道路等に関する多くの要望に対して、迅速かつ確実な維持補修作業等を実施している。

また、災害時や大雨、降雪時の応急対策業務についても関係部署と連携して対応が図られているところである。

青梅市は、広い市域の中で多くのインフラ資産を保有していることから、今後もその安全対策や管理について計画的かつ効率的な対応を図り、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進されたい。

なお、個別事項については、次のとおりである。



ア 道路占用料の徴収事務について

道路占用料の徴収に当たり、その基礎となる道路占用許可書について、控えが保存されていなかったことから、許可条件や減免の有無などの情報が不明である。

道路占用料は、「青梅市道路占用料徴収条例」により、占用許可をした日から1か月以内に納入通知書により一括徴収するとされているが、納付書に納期限の記入のないもの、納期限の設定が1か月を超えて設定されているケースなどが見受けられた。

また、同条例により、占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年当該年度分を4月30日までに徴収すると規定されているが、7月5日を納期限とし、5月30日付けで発送されるなど、2か月のかい離があった。この占用の期間が複数年度であるものにかかる起案には、具体的な通知文の写しが1枚も添付されていなかった。

条例にもとづいた適正な徴収事務により対応するよう要望する。

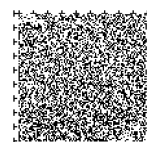
また、占用料については、金額が確定し、納付書が発行された時点で調定が行われず、納付後に調定を行っている。調定は収入の手続きの第一歩であり、収納する以前に行うことが原則となっている。会計事務規則にもとづいた、適正な調定事務を行われたい。

イ 材料品の購入について

管理課における材料品の購入に際し、市民からの通報等による素早い対応が求められることが多く、緊急補修対応に伴う購入として、各課契約の範囲内での随意契約が主となっている。

できるだけ速やかに対応しようとする現状から、やむを得ない事情も理解するところであるが、競争性、公正性確保の観点から、契約課を通じて発注することが可能であるか検討するとともに、緊急時の限度額等の対応も契約課と協議し、より適切な事務処理に努められたい。

なお、各課で契約できる範囲での材料品購入においても、見積



書や請書の徴取など、契約事務規則に沿った適正な事務処理に留意されたい。

ウ E S C O 事業による街路灯の L E D 化について

平成 29 年度、街路灯 L E D 化事業にかかる E S C O 契約を締結した。この契約にもとづき、本年度は契約事業者による現地調査、街路灯 L E D 化工事が行われている。

本委託事業は、コスト削減に加え、二酸化炭素削減、市内業者活用などの効果も期待される事業である。今後 10 年間の着実な事業執行に努められたい。

エ 大雨等における応急対策業務委託および除雪作業委託について

大雨等における応急対策や除雪作業委託については、それぞれ契約にもとづき、道路冠水被害や除雪の対応に当たっている。

大雨や降雪等の自然災害に対しては緊急的対応が必至であり、前述の業務委託や除雪対応マニュアルの作成等により対応される場所であるが、委託仕様書の適宜見直しも含め、常時その対策についての検討・確認に留意されたい。

オ 道路台帳等の整備について

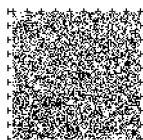
道路台帳や河川台帳など、管理課における各種台帳は、システムにより管理されている。これらは、来庁される市民等からの情報照会や要望、苦情等に対する基本情報や東京都の道路現況調書の報告等に活用されている。

地籍調査事業や橋りょう点検事業の推進と合わせ、各種台帳がより正確なものとなるよう努められたい。

(2) 土木課

土木課の主な業務は、道路、橋りょう、河川およびこれらの附属工作物の新設、改良、改修工事の設計、施行、監督に関すること、土木および農林施設の工事にかかる予算積算に関すること、土木施設および農林施設の災害調査、復旧事業の設計、施行、監督に関すること、道路予定地の用地事務に関すること等である。

平成 29 年度においては、第三次みちづくり・まちづくりパート



ナー事業に係る基本協定、用地取得委託契約および電線共同溝設置工事委託に関する協定を東京都と締結し、都市計画道路3・5・5号線の整備を進めているほか、東京都市町村土木補助事業を活用し、市道の改良工事や舗装補修工事が進められているところである。

また、交通安全施設整備工事や、新生涯学習施設(仮称)、運動広場、防火水槽に係る工事等の施行、監督も行われている。

工事の施行に当たっては、市民の安全と利便性を確保するとともに、契約の適正な確保のため、起工から完了まで適切に対処されたい。

なお、個別事項については、次のとおりである。

ア 工事の施工について

工事実施に当たっては、自然災害や土質による追加工事など、執行計画と異なる場合も多々想定されるところであるが、市民の安全と利便性を確保することからも、進捗状況を確認しつつ、可能な限り速やかに施工できるよう努力願いたい。

イ 都市計画道路3・5・5号線の整備について

本路線は、みちづくり・まちづくりパートナー事業として、東京都からの事務委託により、市が整備しているところである。

また、街築工事に先駆け、電線類の地中化工事が行われてきている。

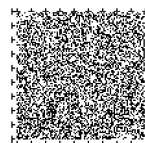
今後も、土地所有者とも調整を図り、平成36年度の完成に向け、着実に事業推進願いたい。

ウ 土木補助について

国庫補助金、都補助金いずれも市の予算積算より早い時期に次年度申請分を調書として提出している。現行制度にもとづく対応が原則ではあるが、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握するなど情報収集に努め、時機を逸することなく財源の確保に努力されたい。

(3) 建築営繕課

建築営繕課の主な業務は、建築営繕・電気・設備工事にかかる予



算の積算に関する事、その設計、施行、監督に関する事、管理指導に関する事、市有建物・電気設備・設備の災害調査、応急対策および復旧事業の設計、施行、監督に関する事等である。

建築営繕課では、市有施設を管理している各課からの依頼にもとづき、新築、改修等の予算を積算し、併せて、施設整備の必要性、計画規模や整備時期の妥当性、内容の合理性について、技術的所見も付し意見書として提出している。

各種工事の設計、施行、監督については、各課からの執行委任により執行している。

平成29年度は、新生涯学習施設（仮称）建設に関する実施設計委託や、市民会館解体工事等のほか、し尿処理場、学校施設、市営住宅にかかる工事などが進められている。

今後も、的確な施工、材料の品質、工事工程および安全対策の監理については、適切に対処するとともに、老朽化した公共建築物の保全・運用の最適化を図るため、効率的・効果的な設計に努められたい。

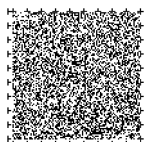
なお、個別事項については、次のとおりである。

ア 新生涯学習施設（仮称）建設事業について

青梅市民会館跡地に建設される新生涯学習施設（仮称）は、「青梅市公共施設等総合管理計画」において、公共施設再編モデルケースとしても検討されてきたもので、青梅市民会館、青梅市民センター、永山ふれあいセンター、釜の淵市民館の4施設の各種機能を集約化・複合化し建設されるものである。

建設工事は、来年度早々に着工し、周辺道路の整備も併行して行われることから、土木課等とも連携し、中心市街地の活性化にも寄与する新たな拠点として、平成31年4月の開設に向け着実に事業を実施されたい。

また、建設後の建物管理、メンテナンス、維持補修についても考慮し、長期的な視点でライフサイクルコストの縮減につながるよう対応願いたい。



イ 市有施設に関する保有データの活用について

当市の公共施設の多くは老朽化が進んでおり、市では「青梅市公共施設等総合管理計画」にもとづき、公共施設の再編に取り組んでいるところである。

建築営繕課においては、市有施設の工事台帳や施設台帳が電子データで管理され、修繕や改修計画、老朽化した施設の対応において、工事履歴の調査や施工方法の確認、不具合箇所の特定、更新時期の想定などに活用されている。

今後もこれらのデータを有効に活用し、計画的な施設維持管理に努められたい。

(4) 計画保全課

計画保全課の主な業務は、道路および河川の政策に関すること、国および東京都所管にかかる道路、橋りょうおよび河川の計画、事業調整に関すること、道路、橋りょう、トンネル等の保全計画に関すること、橋りょうおよびトンネルの点検に関することなどである。

橋りょうの維持管理については、予防保全型の修繕や架け替え、維持管理費用の縮減や平準化を目指し、平成24年3月に「橋りょう長寿命化修繕計画」が策定され、平成29年3月作成の「青梅市公共施設等総合管理計画」では、橋りょう管理に関する基本的な方針が示されている。

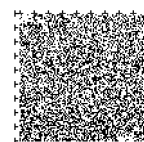
また、法令に定められている5年に1度の近接目視による定期点検を実施し、平成30年度には、2メートル以上の橋は、全て点検が終了する見込みである。

今後も、施設管理を行う管理課および補修等を担当する土木課との着実な連携のもと、市民が安心して利用し続けられるよう、橋りょうの安全確保、維持管理に努められるとともに、点検結果をしっかりと検証し、今後の保全計画に活用されたい。

なお、個別事項については、次のとおりである。

ア 橋りょう等定期点検について

道路法施行規則の改正により、橋りょう等について、国が定め



る基準により、5年に1度の近接目視による定期点検が義務化されている。平成26年に着手した委託による橋りょう点検作業は、平成30年度で全ての橋りょうの点検が終了する予定であり、これまでの点検にかかる費用は、平成30年度の点検分も含め、総額で約9,400万円の見込みとのことである。

担当職員の実務研修受講も実施しており、今後の点検について、職員による取組も視野に入れ、より効率的、効果的な実施方法を検討し、どこまでを委託するのか等、今後の点検実施の方針を早期に決定されたい。

イ 橋りょう点検の監督および職員の研修について

平成29年度の橋りょう点検委託については、低価格での受注により、追加発注も行われている。適正な点検体制の確保のため、委託業務の監督を適切に実施するとともに、今後の橋りょう維持管理に必要な専門性や技術的知見を得るため、職員の研修参加については継続的に取り組まれるよう要望する。

ウ 負担金の執行について

厳しい財政状況のなか、各種負担金については、従来 of 慣行にとられることなく、必要性、利点等を十分考慮の上、無駄のない執行に努められたい。

(5) 共通事項

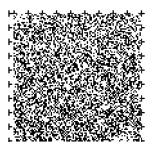
ア 現金等の管理について

現金および切手類等の管理については、会計自己検査が行われていることもあり、適正な管理がなされているところである。

諸証明手数料など窓口での現金收受や、納付までの保管、準公金の取扱いなどについては、今後も事故のないよう適切に行われたい。

イ 備品等の管理について

備品台帳の記載内容に不備があり備品の所在が容易に確認できないもの、所管替え手続が適正に行われていないものなど、青梅市物品管理規則および青梅市物品取扱要綱にもとづく適正な



管理がなされていないケースが散見された。

備品や材料品などの物品は、市民の大切な財産であり、青梅市物品管理規則においても、その保管にかかる物品を良好な状態で常に供用または処分することができるように整理し、保管しなければならないと規定されている。

改めて、適正な管理を行うよう要望する。

ウ 工事等の進行管理について

現在、建設業の技能労働者の高齢化が進行しており、国土交通省においては、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが課題とされている。

建設事業者の人手不足が懸念される中、今まで以上に厳密な工事等の進行管理が求められることに留意され、起工から完了に至るまでの手続については適切に対処されたい。

エ 技術職員の育成について

新生涯学習施設(仮称)の建設、都市計画道路3・5・5号線の整備、街路灯のLED化や地籍調査など各種事業の執行、公共施設、インフラ資産の老朽化対策や計画的な管理など、市民が安全で快適に暮らせるまち、都市基盤が整う魅力あるまちの実現に向けて、建設部が果たす役割は多岐にわたるところである。

建設部の職員には、市職員としての共通した資質向上に加え、専門知識の習得や技術的知見を広めることが求められる。

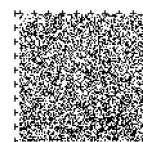
今後も、専門的な行政課題や技術的な要請に対応できるよう、職員の研修機会の充実を図られたい。

また、経験豊富な職員が持つ知識や技術の継承が、滞りなく進むよう留意されたい。

オ 業務のチェック体制の強化について

市民の市政に対するニーズが多様化・複雑化している中、適切なチェックが行われない場合、重大な事務処理ミスに繋がるおそれがある。

日頃の業務の中に、市政への信頼喪失や市へ多額の損害を与え



かねないリスクが潜んでいるという認識を持って業務にあたる必要がある。

年月が経つうちに、業務の細分化・専門化等により、担当者以外のチェックが希薄になっていないか、各課において組織としてのチェック体制が機能しているかを、建設部のみならず全庁的に改めて確認願いたい。

また、条例等に即して事務処理が行われているかどうか見直しを行うとともに、職場内で業務手順を見える化し、業務のスムーズな引継や事務改善につなげるよう対応願いたい。

